

平成27年度事業計画

活動基本方針

新公益法人制度のもと、活動の更なる充実と法人会の原点である「税」を中心とした事業の一層の活性化と組織・財政基盤の強化を図るため、会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ以下に掲げる施策に取り組むこととする。

〔重点事項〕

総務関係

1. 社会貢献活動は法人会活動の三本柱(健全な経営・正しい納税・社会に貢献)の一つである。引き続き青年部会・女性部会との連携のもと、地域社会との共生を目指した活動を積極的かつ継続的に展開していくこととする。
また、税の啓発・租税教育は一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みを理解してもらうため、活動の重要な柱として更なる充実を図る。
2. 新公益法人としての適正な運営のために、各種手続き等に関する研修・情報提供を適宜行う。
3. e-Taxの利用促進については、引き続き、税理士会等関係団体と連携(代理送信)し、あらゆる機会を捉えて会員へのPR活動など普及促進に努める。特に、源泉所得税、納税についての利用促進に努める。
4. 申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の期限内完納推進、各種施策に積極的に取り組む。

組織関係

1. 法人会活動を充実させるためには組織基盤強化が重要であることから、前年以上の会員確保を目標に、全国統一の会員増強月間に合わせ9月～12月に設定、退会防止月間を7月～9月に設定し、役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに、効果的な対策を講じる。

研修(事業)関係

1. 税法税務研修会は、法人会にとり自己啓発を支援する最重要事業であることからより一層の充実を図るとともに、会員はもとより一般の企業及び市民、会員に対する税知識の普及啓発に努めることとする。
2. 企業支援等の研修会については、研修ニーズが多様化していることから、ニーズの把握に努め、積極的に開催できる環境整備の支援を行う。

広報関係

1. 法人会の知名度向上と活動内容の対外的な周知等を積極的に展開する。
 - ①ホームページ(内部・外部への情報発信)の充実を図る。
 - ②マスコミ等に対するパブリシティの向上に努める。(下野新聞 等)
 - ③イベント等への参加で、税の啓発や法人会のイメージ・知名度向上等対外的な広報活動を展開する。

厚生関係

1. 景気は回復基調にあるが、福利厚生制度を取り巻く環境は依然厳しいので、引き続き取扱4社との連携を密にする。
 - ①福利厚生制度収入「3年10億円」増収計画も2年目にあたり、推進目標に向けた展開を図る。
 - ②全法連「法人会全国大会栃木大会・キャンペーン」により、加入拡大が実現し目標を達成したが、引き続きその実績の維持と更なる向上を図る。
 - ③紹介運動および青年部会を中心としたJタイプの加入促進を図る。
 - ④法人会・協力4社との連携のもと目標の共有(保険目標・会員増強運動)

税制関係

1. 現下経済状況等を踏まえて、デフレからの早期脱却・経済再生が最優先課題となっている。東日本大震災の被害からの復興も重要な課題である。

また、社会保障と税の一体改革関連法の一環として、昨年4月より消費税率が8%に引き上げられるなど、改革に向けての一步を踏み出したところであるが、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

このほか少子高齢化やグローバル化の進展など社会構造の変化への対応など諸課題に広く対処していく必要がある。こうした情勢を踏まえ

 - ①地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ税のオピニオンリーダーとして我が国の将来を展望した建設的な提言に努める。
 - ②当委員会では、地方行財政や地方税のあり方についても積極的に取り上げ、その提言事項については県・市町に提言を行う。

青年部会・女性部会・調査課部会関係

1. 新法人に移行後も、税の啓発をはじめとする租税教育活動等を積極的に行う。特に、青年部会においては「租税教育活動」を、女性部会においては「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。
2. 本会事業に対する積極的な参加及び支援
3. 調査課部会研修会(改正税法と国際課税)の実施